日本腎臓リハビリテーション学会学術委員会研究規則

令和 7 年 6 月 25 日　学術委員会策定
令和 7 年 10 月 5 日　理事会策定

第 1 章　目的

第 1 条　学術委員会レジストリ研究（以下「研究」）は、日本腎臓リハビリテーション学会の所有するレジストリデータを用いて、学会員が独創的な研究を行うことにより、わが国の医療の発展に益すること目的とする。

第 2 章　研究者の要件・オーサーシップ

第 2 条　研究に応募することが可能なものは、日本腎臓リハビリテーション学会の正会員であり、直近 2 年度以上継続して正会員歴を有する者とする。休会中の者は対象とされない。

第 3 条　研究応募者は筆頭研究実施者となり、論文化に際しては筆頭著者でなければならない。

第 4 条　共同研究者、論文化に際しての共著者は、必ずしも日本腎臓リハビリテーション学会員であることを必要としない。

第 5 条　共同研究者、共著者の研究計画における役割は、研究計画書に明確に記載されなければならない。

第 3 章　研究の応募方法

第 6 条　応募者は所定の様式を用いた研究計画書を学会事務局に送付する。研究の募集方法は学術委員会にて別途定める。

第 7 条　同一研究者から複数の応募は認められない。ただし学術委員長が許可する場合を除く。

第 4 章　研究の選考

第 8 条　学術委員長・副委員長が選考委員を指名する。

第 9 条　選考委員は公平な観点からわが国の腎臓リハビリテーション医療に有益な情報が得られる可能性が高い研究提案を選考する。なお、選考委員と同一施設からの応募があった場合には、該当研究に関する採点には参加できない。

第 1 0 条　審議結果は理事会に報告する。

第 5 章　研究選考後の手続き

第１１条　学術委員長は応募者に結果を通知する。通知を受けた応募者は所定の臨床研究倫理審査基準に則り、該当研究に関する倫理審査を受ける。

第１２条　学術委員長は、倫理審査結果を確認後、事務局に研究用データセットの出力を依頼する

第１３条　学術委員長は研究者にデータセットを送付する。

第６章　データ管理

第１４条　ヒトを対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（厚生労働省）に従って研究を行う。

第１５条　貸与されたデータは当該研究のみに使用し、それ以外の目的で使用してはならない。

第１６条　研究者は、採択後半年ごとに研究の進捗状況あるいは最終的な研究公表結果について学術委員長に報告しなければならない

第１７条　研究者は、データセット受領後 1 年以内に論文投稿が不可能な場合は、データ利用の権利を失い、データセットを返却・滅却しなければならない。

第１８条　データは厳重に管理し、第３者への貸与、データの不正利用、データベースの紛失、管理不備などが発覚した場合は、直ちに研究を停止してデータを学術委員長に返却しなければならない。

第１９条　第１８条に該当する場合の研究申請者に対する罰則については別途協議する。

第７章　結果の公表・論文化

第２０条　研究の公表・論文化は研究責任者の裁量で行う。研究は日本腎臓リハビリテーション学会のレジストリを用いたものであることを明記し、公募研究番号を記載する。

第２１条　本研究による学位論文への使用や競争的資金の獲得は許容される。

第２２条　得られた結果の解釈や表現は、日本腎臓リハビリテーション学会の公式の見解ではなく、その全責任は研究責任者に帰することを明記する。

英語例文「The data reported here have been provided by the Japanese Society of Renal Rehabilitation (JSRR). The interpretation and reporting of these data are the responsibility of the authors and in no way should be seen as an official policy or interpretation of the JSRR.」

日本語例文「「この研究データは日本腎臓リハビリテーション学会により提供されたものであるが, 結果の利用, 解析, 結果および解釈は発表者・著者が独自に行っているものであり, 学会の考えを反映するものではない. 」

附則　本規則は令和 7 年 10 月 5 日から施行する。